

消防行政について

平成27年8月26日

消 防 庁

消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書概要

～女性職員の活躍推進による消防・防災力の向上を目指して～

1 はじめに

- ▶ 女性の活躍推進は、国の成長戦略の重要な柱
- ▶ 一方、消防本部における女性吏員の割合は、約2.4%(H27.4)で、警察、自衛隊、海上保安庁と比較しても最も低水準
- ▶ 消防組織における女性吏員の活躍推進のため、必要な取組の強化に速やかに着手すべき。

2 女性消防吏員を増加させることの意義

女性が半分を占める地域社会とともに、消防(公助)においても、より多くの女性が参画、活躍することで、消防・防災体制の向上に寄与

▶ 住民サービスの向上

女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することで、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、多様な住民への対応力が向上

▶ 消防組織の強化

女性消防吏員を増加させ、女性の活躍を推進することによって、
・多様な視点でものごとを捉える組織風土
・育児・介護などそれぞれ異なる事情を組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成され、多様なニーズに対応できる柔軟性が消防組織に備わる。

3 女性活躍推進の考え方

- ▶ 部隊の活動レベル確保に留意しつつ、女性の就労に関する法令の規制(重量物の取扱い及び有毒ガスに関する制限)にかからない限り、性別による警防活動の従事制限の是正を含め、消防においても意欲と能力に応じた人事配置を。
- ▶ それぞれの規模の本部の状況に応じて、女性消防吏員を計画的に増加させる取組を積極的に実施
- ▶ 女性活躍推進に向け、消防長等消防本部の幹部の意識改革が不可欠
- ▶ ライフステージに応じた人事上の様々な配慮が必要

4 現状と課題

女性消防吏員向けアンケート、消防本部向け調査等の結果から、現状と課題を分析

- ▶ 女性消防吏員がいない本部が、288本部(約4割)
- ▶ 全消防吏員に占める女性の割合、管理職に占める女性消防吏員の割合に関して独自に数値目標を設定している本部はほとんどない。
- ▶ 女性採用を増加させる独自の取組を行っている消防本部は少数。また、女性が増えない要因は、女性が働く職場であるというイメージが希薄。
- ▶ 仕事と家庭の両立支援策の充実や、周囲の職員の理解を求める回答多数
- ▶ 庁舎における女性用施設の整備が不十分で、施設に不満を感じる女性消防吏員の割合は4割超

5 具体的な取り組み

○数値目標の設定による計画的な女性消防吏員の増員
全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率を平成38年度当初までに5%に引き上げる。

そのためには、

- 各消防本部において10年で女性吏員比率を倍増
- + 中核的な消防本部など一定規模以上の本部では少なくとも5%水準まで増加
- + 女性消防吏員がゼロの本部を早期に解消し、可能な限り速やかに複数の女性消防吏員を確保

を目安として、消防本部が数値目標を設定

※ 平成29年度の採用段階から少なくともこれまでの2倍～2.5倍程度以上の女性吏員採用を確保・継続

○女性の採用拡大を促進

現状の低い受験者数を増加させるには、まずは、消防吏員を目指す女性の大幅な増加が必要。そのためには、これから社会人になる年齢層の女性に対し、消防の仕事の魅力について、より積極的にPR。女性をターゲットにした就職ガイダンス等を複数本部が共同実施

○女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

各消防本部は、市町村長等の理解を得ながら、消防業務の特殊性を前提とした人事管理(代替職員の確保等)を行えるよう環境整備

○職域拡大の推進

各消防本部は、固定的な見方にとらわれず、女性消防吏員の職域拡大を推進

○仕事と家庭の両立支援策の検討

各消防本部は、大規模災害時等における子どもの預け先確保や緊急参集の免除等を含めた柔軟な対応を実施

○キャリアパスイメージやロールモデルの提示

消防庁において、女性消防吏員のキャリアパスイメージやロールモデルを紹介することにより、全国の女性消防吏員のキャリア形成、職域拡大を促進

○女性消防吏員が消防職務を継続していくための支援策の提示

各消防本部は、女性消防吏員が仕事をしていく上で適切な援助や助言を得ることができるメンター制度の導入や相談窓口を設置

○「ポジティブ・アクション」としての研修機会の拡大

各消防本部や消防学校において、女性消防吏員が更にキャリア拡大できるよう研修を積極的に実施
消防大学校は、研修を受けやすくなる工夫を行い、女性消防吏員の研修機会を拡大

○消防本部のトップや幹部の意識改革

消防長の意識改革を進めるために、消防庁として、研修の機会を確保。消防大学校が行う幹部教育や新任消防長の教育等においても、女性の活躍推進を反映した教育内容を充実

○施設・装備の改善

女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの整備により、女性が配置される施設の増加を強力に推進

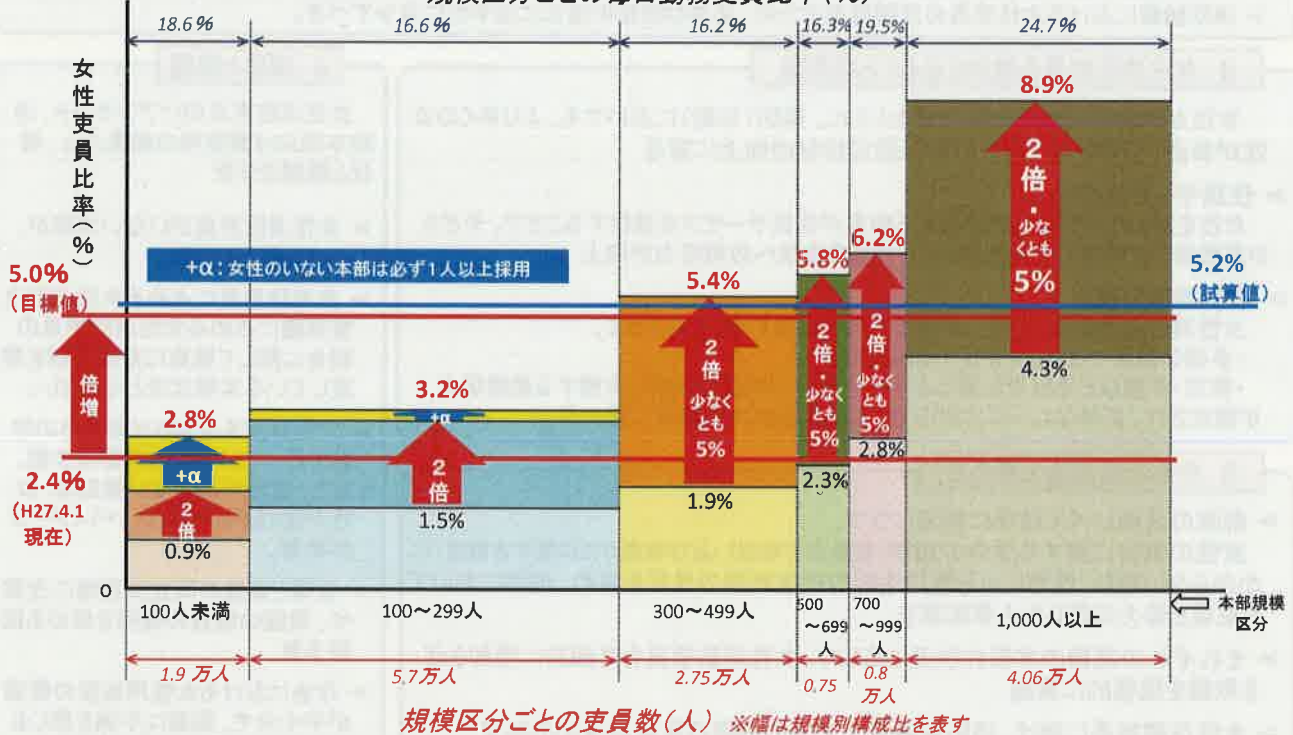
○女性の活躍情報の「見える化」を推進等

各消防本部と消防庁は、女性活躍推進に向けた取組状況や先進的な取組事例について、ホームページに掲載するなど共有化、「見える化」を推進

数値目標設定イメージ

※吏員数は、平成26年4月1日現在の人数を使用

規模区分ごとの毎日勤務吏員比率(%)



消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組(通知)の概要

以下の事項について、積極的に取り組むよう通知を发出
(平成27年7月29日消防庁次長通知)

1 女性消防吏員の計画的な増員の確保

(1) 数値目標の設定による計画的な増員

全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率を平成38年度当初までに5%に引き上げる。

そのためには、

- 各消防本部において女性消防吏員比率を10年間で増倍
- + 中核的な消防本部など一定規模以上の本部では少なくとも5%まで増加
- + 女性消防吏員がゼロの本部は、これを早期に解消し、可能な限り速やかに複数の女性消防吏員を確保

を目安として、消防本部が数値目標を設定すること。

※ 平成29年度の採用段階から少なくともこれまでの2倍～2.5倍程度以上の女性吏員採用を確保・継続

(2) 女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

女性消防吏員を増加させるためには、まずは消防を自らの職業として選択肢に含める女性を大幅に増やすことが必要。

各消防本部は、これから社会人になる年齢層の女性に対し、消防の仕事の魅力について、より積極的にPR。女性をターゲットにした説明会等を複数本部が連携して実施すること。

2 適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

各消防本部は、法令による制限を(重量物・有毒ガス)を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分理解し、意欲と適性に応じた人事配置を行うこと。

3 ライフステージに応じた様々な配慮

(1) 仕事と家庭の両立支援

各消防本部は、緊急対応時における、子どもの預け先確保や緊急参集の免除等を含めた柔軟な対応を実施すること。

(2) 女性消防吏員が消防職務を継続していくための支援

各消防本部は、仕事をしついで適切な援助や助言を得ることができるメンター制度の導入や相談窓口を設置するよう努めること。

(3) キャリアパスイメージやロールモデルの提示

各消防本部は、比較的女性消防吏員が多い消防本部の事例等を参考に女性消防吏員のキャリア形成を支援し、職域拡大を促進すること。消防庁は、キャリアパスイメージやロールモデルの紹介などにより消防本部を支援。

(4) 「ポジティブ・アクション」としての研修機会の拡大

各消防本部や各都道府県消防学校において、女性消防吏員のキャリアを拡大することができるよう研修を実施すること。消防大学校は、研修を受けやすくする工夫を行い、女性消防吏員向け養成コースの設置など研修機会の拡大を図る。

4 消防長等消防本部幹部職員の意識改革

全国750消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。

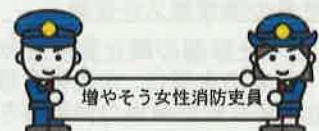
5 その他

(1) 施設・装備の改善

各消防本部は、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室等の整備を計画的に推進すること。

(2) 女性の活躍情報の「見える化」を推進等

各消防本部は、女性割合、女性の採用者、女性活躍推進の取組状況等を、HPIに掲載するなど「見える化」を推進すること。



消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会の概要

1 趣旨・目的

消防本部における女性職員は、昭和44年に初めて採用されて以降、年々少しずつ増加しているが、平成27年4月1日現在でも消防吏員全体に占める女性の割合は約2.4%にとどまっており、依然として低い水準

消防分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進するための環境整備が重要課題であり、消防庁としても女性職員の更なる活躍に向けた取組を強化していく必要があることから、各消防本部等の実態を調査するとともに、女性職員が生き生きと職務に従事できる職場環境づくりを、ソフト・ハード両面から支援する方策を検討することを目的に検討会を開催



※消防吏員は、階級を持ち、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する。

2 委員

座長	武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
委員	佐々木 常夫	株式会社佐々木常夫マネージメントリサーチ代表取締役
委員	岡田 真理子	和歌山大学経済学部准教授
委員	久保田 起美恵	東京消防庁矢口消防署長
委員	藤原 亜希子	横浜市消防局緑消防署予防課査察係長
委員	井上 元次	京都市消防局総務部人事課長(～平成27年3月)
委員	名畑 徹	京都市消防局総務部人事課長(平成27年4月～)
委員	伊佐地 剛	多治見市消防本部多治見南消防署長

3 検討経過等

- ▶第1回検討会 H27.3.23
 - ・消防本部向け調査 H27.4.17～5.12
 - ・女性吏員向けアンケート H27.4.24～5.15
- ▶第2回検討会 H27.5.27
- ▶第3回検討会 H27.6.22
- ▶第4回検討会 H27.7.13
- ▶報告書公表 H27.7.29
- ▶今後の取組に H27.7.29 について通知

各都道府県知事 殿

消防消第149号
平成27年7月29日

消防庁次長
(公印省略)

消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について

消防の分野においては、平成27年4月1日現在、全国の消防吏員に占める女性の割合は2.4%と非常に少なく、残念ながら、女性活躍推進に係る取組では他の分野に大きく遅れているのが現状です。

消防組織に女性消防吏員を増加させることは、まず、女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによって、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、様々な状況にある多様な住民への対応力が向上し住民サービスの向上が図られることにあります。さらに、多様な視点でものごとを捉える組織風土、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織の活性化、組織力の強化、士気の向上が図られます。

今般、消防庁が開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」において、別添の報告書がとりまとめられました。

この報告書にもあるとおり、消防庁としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進める必要があります。各消防本部においては、取組の強化に速やかに着手していただく必要があると考えていますので、下記の事項に留意のうえ、積極的な取組をお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、下記の各事項について積極的に取り組むよう周知徹底をお願いします。併せて、消防本部のみならず消防本部が属する市町村等の人事担当部局及び財政担当部局等の協力を得ながら進めるべき事項もあることから、市町村等の関係部局等に対しても周知がなされるよう配意願います。

また、都道府県消防学校においても女性消防吏員に対する教育訓練の充実を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

1 女性消防吏員の計画的な増員の確保

女性消防吏員の増加・活躍の意義を理解のうえ、各消防本部においては、次の(1)、(2)のとおり、計画的な増員を確保することが求められる。

なお、消防本部の規模が大きくなるほど配置ポストが多く人事上の配慮が行いやすいこと、資機材整備・施設整備においても対応可能な余地が大きいことから、比較的規模の大きな消防本部において、より積極的に女性消防吏員の採用、活躍推進に取り組むことが期待されること。

女性消防吏員の割合が全国平均を大幅に下回る本部においても、女性消防吏員の活躍推進の意義を十分に踏まえ、取組を強化すること。

(1) 数値目標の設定による計画的な増員（別添図参照）

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、平成38年度当初までに5%に引き上げることを共通目標とする。

この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じながら、以下を目安として数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこと。

【目標設定の目安】

i 毎年の女性採用者数をこれまでの2倍から2.5倍程度以上に引き上げることにより、女性消防吏員比率を10年間で倍増させること。

ただし、地域の中核的な消防本部など一定規模以上の消防本部において、女性消防吏員比率を倍増しても平成38年度の時点でなお5%水準に満たないと予測される本部にあっては、少なくとも10年間で5%水準まで増加させること。

ii 平成27年4月1日現在、女性消防吏員がゼロの消防本部については、これを早期に解消するとともに、可能な限り速やかに複数人を確保すること。

なお、消防庁において、毎年度、各消防本部の女性消防吏員の採用状況及び女性消防吏員の比率について把握・公表するとともに、各消防本部の取組の進捗についてフォローアップを行うこととする。

(2) 女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

ア 積極的なPR活動の展開

女性消防吏員を増加させるためには、まずは消防を自らの職業として選択肢に含める女性を大幅に増やすことが喫緊の課題である。各消防本部は、これから社会人になる年齢層の女性に対し、具体的な業務内容や勤務条件等を含め、消防の仕事の魅力について、より積極的にPRするとともに、消防は女性が活躍できる職場であることの理解を深めるための説明会等を行うこと。

その際には、女性消防吏員の活躍の実績の多い消防本部が推進役となり、複数の消防本部が連携し、全国の消防全体のPRに取り組むことが期待される。

イ 採用試験における身体的制限について

採用募集に際し、身長・体重等の身体的制限を設けている消防本部においては、こうした制限が、消防の職務の遂行上、必要最小限かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかどうか、検証の上、必要に応じて見直しを検討すること。

ウ 女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

消防は、市長部局の他の業務とは異なり、一定の隊員数で現場での部隊活動を行うため、現場活動従事者に長期の休暇や休業を取得する職員が生じた際に、必ずその欠けた1名を代替として補充しなければ部隊活動に支障を来すという職務上の特殊性を有する。

今後、消防本部が行う女性消防吏員の採用の大幅拡大にあわせ、市町村においては、消防における職務上の特殊性を理解のうえ、適切な措置を検討すること。具体的には、想定される休業等に際し、消防力を継続的に維持できるような代替職員の確保等が考えられること。

2 適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

消防業務において、法令による制限（重量物及び有毒ガス）を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適性に応じた人事配置を行うこと。

各隊の活動水準について一定レベルを確保することは必要不可欠であり、性別を問わず、各隊員がその活動に必要な能力を満たさなければならない点については、留意いただきたい。

なお、職域拡大にあたっては、「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」（平成16年2月6日付け消防消第32号消防庁消防課長通知）、「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について」（平成16年3月15日付け消防消第53号消防庁消防課長通知）を参考とされたい。

3 ライフステージに応じた様々な配慮

現状においては、女性消防吏員が極端に少ない状況であること、妊娠・出産といった母性保護にかかる配慮や、子育て期における配慮が必要であることから、次の(1)から(4)にあるように、女性についてライフステージに応じた人事上の様々な配慮が必要である。

特に、妊娠の際に母性保護の観点から行うべき配慮については、その必要性や関係法令の規定を各消防本部が十分に認識し、的確な対応を行うこと。

(1) 仕事と家庭の両立支援

各消防本部においては、育児休業、子の看護休暇、介護休暇制度及び育児短時間勤務制度等、法令上規定された制度の活用を促進することはもとより、男性を含む職場全体で超過勤務の縮減などを進め、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組むこと。

また、各消防本部は、市町村長部局とも連携しつつ大規模災害時等に緊急に対応できる子供の預け先の確保などの子育て支援策の創設、拡充を進めるとともに、緊急参集要員の免除を含めた柔軟な対応を実施すること。

(2) 女性消防吏員が消防職務を継続していくための支援

女性消防吏員が圧倒的に少ないという現状に鑑み、各消防本部においては、女性吏員が仕事をしていく上で適切な援助や助言を得ることができるメンター制度の導入や相談窓口を設置するよう努めること。

また、育児休業からスムーズに職務に復帰し、自身のキャリアを積み重ねていくために、育休中の職員に対する業務関連情報の提供、職場復帰時における研修の実施等の支援策を講じること。

なお、職務復帰時の研修等を消防本部単独で行うことが困難な場合は、都道府県消防学校において集合研修を実施することも考慮すること。

(3) キャリアパスイメージやロールモデルの提示

消防本部によっては、女性消防吏員が、同じ職場にロールモデル等がないことにより将来のキャリアを描きにくい現状があることから、比較的女性消防吏員が多い消防本部の事例等を参考に女性消防吏員のキャリア形成を支援し、職域拡大を促進すること。

(4) 「ポジティブ・アクション」としての研修機会の拡大

平成6年の交替制勤務の解禁以前の世代など、年代によっては、各消防本部における幹部への昇進に必要な経験を積んでいない女性消防吏員もいることから、各消防本部や都道府県消防学校において、こうした女性消防吏員が更にキャリアを拡大することができるようにするための研修を積極的に実施すること。

なお、消防大学校においては、入校要件や研修期間の検討によって研修を受けやすくなる工夫を行い、女性消防吏員向け養成コースを設置するとともに、幹部教育・専科教育の女性応募枠を確保するなど、女性消防吏員の研修機会の拡大を図る予定であるので、各消防本部等においては、これを活用すること。

4 消防長等消防本部幹部職員の意識改革

消防長は、消防本部のトップとして消防事務を統括し、すべての消防職員を指揮監督するほか、消防の組織編成権を有するなど、市町村の他の幹部職員と比較しても特に重い責任・権限を有している。そのため、消防長には、女性消防吏員の活躍推進を組織的に実施していくため強いリーダーシップを発揮す

ることが求められる。

全国750消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。また、消防本部幹部職員に対しても、研修等により女性の活躍推進について理解を深めるよう取組を行うこと。

5 その他

以下の事項についても積極的に取り組むこと。

(1) 施設・装備の改善

各消防本部においては、女性消防吏員の活躍の場を広げるために、消防本部・消防署・支所等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。

また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めること。

(2) 女性の活躍情報の「見える化」の推進

各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数、女性の管理職の割合、女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載するなど「見える化」を推進すること。

消防庁としても、先進的な取組を行っている消防本部の事例を全国に共有する等により、各種取組の広がりを推進することとする。

消防庁消防・救急課 職員第一係 大河内、永田 電話:03-5253-7522 FAX:03-5253-7532 E-mail: shokuin@soumu.go.jp
--

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の概要

公布：平成26年5月14日

能力及び実績に基づく人事管理の徹底

(1) 能力本位の任用制度の確立

任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

○ 任用の方法

- ・人事評価その他の能力の実証→標準職務遂行能力と適性を有するかどうかを判断。
- ・標準職務遂行能力→課長級・係員級などの職制上の段階に応じ、職務を遂行する上で発揮することが求められる能力。任命権者が定める。
＜国の例＞ 課長（構想、判断、組織統率・人材育成 等）
係員（知識・技術、コミュニケーション 等）

(2) 人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

○ 勤務評定との違い

- ・勤務評定→「評価項目が明示されない」「上司からの一方的な評価で結果を知らされない」「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
- ・人事評価→能力・業績の両面から評価。評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用

○ 人事評価の根本基準等

- ・人事評価の根本基準→職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
- ・人事評価の実施→任命権者は、人事評価の基準及び方法を定め、これを定期的に行う。

○任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価（第6条）

能力評価：職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握

（項目例）企画立案、専門知識、協調性、判断力など

業績評価：職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握

（国の業績評価の例）具体的な業務の目標、課題を期首に設定し、期末にその達成度を評価

※公正に（第23条第1項）、定期的に（第23条の2第1項）行わなければならない。

(3) 分限事由の明確化

分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実^{に照らして}、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

(4) その他

職務給原則を徹底するため、地方公共団体は給与条例で「等級別基準職務表」を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表するものとする。

○ 等級別基準職務表

- ・職務給原則→職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（地公法第24条第1項）
- ・「等級別基準職務表」→給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を示したもの。
（例：6級＝本庁の課長の職務、3級＝係長又は主査の職務 など）
- ※ これまでは、助言により条例化を促進。

※ 特定地方独立行政法人の職員に対しても、同様の措置を講ずる。

施行期日

公布日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日

消防本部における運用の留意事項

○ 標準職務遂行能力について

- 人事評価のうち能力評価のベースとなる標準職務遂行能力は、任命権者(消防長については市町村長、消防長以外については消防長)が定める。
- 消防吏員の場合は、課長、係長等の一般的な役職に加え、階級についての標準職務遂行能力を定める必要がある。
- ただし、具体的な運用としては、課長、係長等の一般的な役職について標準職務遂行能力を定めた上で、各段階の職と階級との対応関係を定めることが考えられる。

職制上の段階の標準的な職	具体的な職		標準職務遂行能力		階級
	消防本部	消防署	部長	課長	
部長	部長		倫理	全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、部の重要課題に責任をもって取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	消防 司監
			構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先を見通しつつ、住民の視点に立って、部の重要課題について基本的な方針を示すことができる。	
			判断	部の重要課題について、高い識見を持って冷静かつ迅速に適切な判断を行うことができる。	
			説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、消防長を助け、関係者と困難な調整を行い、職場内外において合意を形成することができる。	
			業務運営	関連分野への影響を把握し、幅広い視野から適切に業務を運営することができる。	
			組織統率・人材育成	高い指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	
課長	課長	署長	倫理	全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、所掌する事務の課題に責任をもって取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	消防 監
			構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、住民の視点に立って、所掌する事務の課題に対応するための方針を示すことができる。	
			判断	所掌する事務の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。	
			説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、職場内外において合意を形成することができる。	
			業務運営	適切に業務を配分し、進捗管理及び的確な指示を行うことができる。	
			組織統率・人材育成 指揮（災害現場において活動する消防吏員）	部下の統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。 災害状況を的確に把握した上で、自ら活動方針を決定し、全部隊の統括的な指揮を行うことにより、成果を挙げることができる。	

○ 給料表の等級及び職制上の段階ごとの職員数の報告及び公表

- 地方公共団体は、等級別基準職務表を定めるとともに、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表しなければならない。
- 等級別基準職務表に職務の複雑、困難及び責任の度が同程度の職について2つ以上の級に格付けすることは、職務給の原則に反しできない。
- 消防吏員については、一般的な役職に加え、等級及び階級ごとの職員数を公表しなければならない。

＜都道府県の行政職給与表(一)が適用される職員についての公表の例＞

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）（例）
行政職給与表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 多岐となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(A)	(B)	(C)	階級
1級	広域的な業務を行う職務			消防長					消防 長
2級	1 本庁の職務 2 所管地域の職務又は基礎を 調整する業務を行う職務			消防署長					消防 署長
3級	係長の職務			消防係長					消防 係長
4級	1 本庁又は委員会の事務員の 課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務			消防課長補佐					消防 課長補佐
5級	1 広域的な業務を行う本庁又は 委員会の事務員の課長補佐 の職務 2 地方機関の課長の職務			消防係長補佐					消防 係長補佐
6級	1 本庁又は委員会の事務員の 課長の職務 2 所管地域の事務の職務 3 広域的な業務を行う地方機関の 課長の職務			消防係長					消防 係長
7級	1 広域的な業務を行う本庁又は 委員会の事務員の課長の職務 2 広域的な業務を行う地方機関の 課長の職務			消防係長					消防 係長
8級	1 本庁の事務の職務 2 委員会の事務員の事務の職務 3 広域的な業務を行う地方機関の 大い地方機関の課長の職務			消防係長					消防 係長
9級	1 本庁の事務の職務 2 会計管理の職務 3 広域的な業務を行う委員会の 事務員の事務の職務			消防係長					消防 係長
合計									

人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

我が国は、平成20年をピークとして人口減少局面に入っており、人口減少は、地域によっては、地域社会の様々な基盤の維持を困難としつつある。

しかし、人口減少社会においても、多様化・大規模化する災害、事故に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を十分に果たすべく、今後も消防力の維持、確保が不可欠である。

これらを踏まえ、消防の現状と今後の見通し、問題点を整理し、人口減少社会において持続可能な消防体制を確保するための方策の検討を行うため、検討会を開催する。

2 検討項目

- (1)人口減少社会が消防に与える影響
- (2)持続可能な消防体制を確保するために取り組むべき課題
- (3)小規模な消防本部の抱える課題と今後の見通し
- (4)持続可能な消防体制の確保の手段
- (5)持続可能な消防体制を確保するための推進方策

3 スケジュール

- | | |
|--------|---------|
| 第1回検討会 | H27.8.3 |
| 第2回検討会 | H27.9 |
| 第3回検討会 | } |
| 第4回検討会 | H28.1 |
| 第5回検討会 | H28.2目処 |

4 委員

- ・吉井博明 東京経済大学名誉教授(座長)
- ・板垣淑子 NHK放送大型企画開発センターチーフプロデューサー
- ・小西砂千夫 関西学院大学人間福祉学部・大学院経済学研究科教授
- ・小林恭一 東京理科大学総合研究院教授
- ・坂本哲也 帝京大学医学部教授
- ・辻琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
- ・外岡達朗 静岡県危機管理監
- ・山口伸樹 茨城県笠間市市長
- ・寺本光嘉 和歌山県紀美野町町長
- ・杉本栄一 京都府京都市消防局長
- ・高島眞治 香川県高松市消防局長
- ・小笠原克也 山梨県東山梨行政事務組合東山梨消防本部消防長
- ・大江秀敏 全国消防長会会長
- ・秋本敏文 日本消防協会会長



市町村の消防の広域化の推進

消防の広域化の推進状況

- 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
 - ・国は、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定して自主的な消防の広域化を推進
 - ・都道府県は、「基本指針に基づく推進計画を策定
- 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
 - ・消防本部の管轄人口規模の目標は、おおむね30万以上
 - ・広域化実現の期限は、平成24年までを目途
 - ・都道府県において推進計画を策定
- 平成25年4月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
 - ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで
 - ・おおむね人口30万以上としていた消防本部の規模の目標を、必ずしも30万にとらわれず地域の実情を十分考慮するよう変更
 - ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

重点地域の指定について

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うもの（平成25年4月1日付 消防消第70号 長官通知）
【10道府県、28地域で指定】
- 重点地域の指定の対象となる地域
 - ① 「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
 - ② 「広域化の気運が高い地域」特に、以下の地域については、可能な限り重点地域として指定するよう依頼。
 - ・職員数が少ない（例えば50人以下）小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
 - ・非常備町村
 - ・広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部（「〇〇本部を含む地域」という形での指定も可能。）

消防庁の取り組み

- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について財政支援
【緊急防災・減災事業債の活用等による消防署所等の整備、消防指令センターの整備】
- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望調査を実施し、派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進

広域化の実績(H27.4.1時点)

- 実績:平成18年消防組織法改正以降、39地域で広域化が実現

※例

- ① 奈良県広域消防組合（管轄人口約91万人） 平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化
- ② 埼玉西部消防局（管轄人口約78万人） 平成25年4月1日に4消防本部(5市)が広域化

消防広域化支援対策

—平成27年度—

市町村分

I 消防広域化準備経費 [特別交付税]

- 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

II 消防広域化臨時経費 [特別交付税]

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。
 - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
 - ② 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
 - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
 - ④ その他広域化に伴い臨時的に必要となる経費

III 消防署所の整備 [緊急防災・減災事業債]

- 1 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）

- 2 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

※ 消防署所 消防署、出張所及び指令センター

- 3 1,2以外の整備[一般単独事業債]
充当率90%[通常充当率:75%]

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

IV 消防指令センター（指令装置等）の整備 [緊急防災・減災事業債]

- 国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターの整備

V 消防車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

- 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

VI その他

- 国庫補助金の配分について
消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

I 消防広域化指導経費

- 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

II 広域化対象市町村に対する支援に要する経費 [特別交付税]

- 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。


期限内の広域化の推進について

(平成27年4月27日消防庁次長通知)

消防の広域化推進期限(平成30年4月1日)に向け、広域化の推進に一層取り組まれるよう都道府県知事へ要請。


消防広域化重点地域の指定

- 都道府県内の市町村の消防の現状及び将来の見通しをあらためて再検証すること。
- 次の地域については、あらためて関係市町村の意見を聴取するとともに、今後の消防体制の確保の方策を確認したうえで、重点地域の指定の必要性を判断し、広域化の必要性が高いと認める場合には速やかに指定すること。

- 
- 1 職員数が50人以下の小規模消防本部で、今後十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
 - 2 非常備町村
 - 3 広域化を希望しているが広域化の組合せが決まっていない消防本部を含む地域

更なる積極的な支援策の検討・実施

- これまでに広域化を実現した消防本部の所在する都道府県では次のような支援策があることから、都道府県においては、広域化の推進のためにより積極的な支援策を検討していただきたいこと。

- 
- 1 広域化の協議に際し、市町村の協議会の事務局に都道府県の職員を派遣するなどの人的支援
 - 2 指令センター、消防無線などの施設整備、車両整備の経費に対する助成などの財政支援

消防広域化推進アドバイザー制度等の活用

- 消防広域化推進アドバイザー制度は、広域化の効果や課題の理解から広域化を協議している市町村が抱える個別の課題に対する具体的な対処方法まで様々な事項に対応可能であるので、地方公共団体や協議会等において、当該制度を積極的に活用していただきたいこと。
- 広域化のメリット、課題及びその解決事例、事務手続に関する情報等を掲載したマニュアル及び先進事例を消防庁ホームページに掲載していることから活用していただきたいこと。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

(平成25年12月13日 法律第110号)

1. 目的・基本理念等

(平成25年12月13日施行)

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1~3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

女性、若者、地方公務員等の入団促進

消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

1. 国家公務員

(1) 兼職の認め

- ・兼職の遂行に著しい支障があるときを除き認めなければならない。
- ・申請様式の簡素化(活動時間の記入は不要)

法律第10条第1項

(2) 職務専念義務の免除

- ・柔軟かつ弾力的な取り扱いがなされるよう、必要な措置を講ずる。
- ・公務の運営への支障がある場合を除き承認しなければならない。
- ・申請様式の簡素化。

法律第10条第3項

2. 地方公務員

- ・兼職の認めは、国家公務員と同様に行う。
- ・職務専念義務の免除については、政省令の整備は不要。
- ・国家公務員と同様に柔軟かつ弾力的な取り扱いを行うよう要請。

【参照条文】

○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第百十号)

第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者(法令に基づき国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百四条の許可又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。)は職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等(任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。)により柔軟かつ弾力的な取り扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

総務大臣書簡(各都道府県知事、各市区町村長宛)

拝啓

貴職におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃より、地域住民の安心安全確保のために御尽力いただいておりますことに、心より敬意を表し、感謝申し上げます。

近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、台風、局地的な豪雨、豪雪、火山の噴火などによる災害が発生し、また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生も危惧されています。地域の高齢化が進む中で、これらの災害に対応する「地域防災力の充実強化」は喫緊の課題です。

昨年発生した長野県北部を震源とする地震では、甚大な被害が生じたにもかかわらず、住民の日頃からの付き合いや消防団による救助活動等により、犠牲者を一人も出さず、共助の重要性が改めて認識されました。また、昨年、伊豆大島や広島市等において大規模な土砂災害が生じ、消防団が長期にわたって地域住民の救助活動等に従事しました。

このように、消防団は地域防災力の中核として地域の安心安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献しています。

しかし、消防団の団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されているところです。

政府は、我が国が直面する人口減少克服、地方創生という構造的な課題に正面から取り組むため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、昨年末に長期ビジョンと総合戦略を策定しました。これらに基づき、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るため、消防団や自主防災組織等の充実強化を図ることとしています。

特に、女性消防団員の活動は、応急手当や火災予防の普及啓発、寒災害の消火活動や後方支援活動など多岐にわたり、女性ならではのきめ細やかな活動が、住民の高い評価を得ており、女性消防団員の更なる加入促進が重要と考えております。

昨年十月に内閣総理大臣を本部長とした「すべての女性が輝く社会づくり本部」において政策パッケージを策定し、女性消防団員の加入促進を盛り込みました。

貴職におかれましては、女性の消防団への加入促進に向けた積極的なお取組をお願い申し上げます。

また、消防団員を長期的に確保していくためには若い人材の確保が重要です。

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に対して、就職活動を支援するため、市町村が「学生消防団活動認証証明書」を交付する制度を創設していますので、大学生等の入団促進に活用していただきますようお願い申し上げます。

また、被用者が消防団員の約7割を占めており、事業者のご理解とご協力が不可欠です。「消防団協力事業所表示制度」を導入していない市町村においては当該制度の導入を図るとともに、在勤者の入団を認めていない市町村においては条例改正等に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さらに、これまでも地方公務員の消防団への加入促進を図っていただいているところですが、貴団体の職員の方々の積極的な入団について、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

私は、「国民の生命と財産を守り抜くことが「国の究極の使命」だと考えています。一昨年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、消防行政の充実に更に努力をまいります。

貴職の益々のご活躍を祈念申し上げつつ、ご協力のお願ひまで、失礼致します。

敬具

平成二十七年二月十三日

総務大臣

高市早苗

都道府県知事 殿 (市区町村長 殿)

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

消 防 庁 次 長

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令等の公布について（通知）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）第 10 条において、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職に係る規定及び職務専念義務の免除に係る規定が設けられ、消防団等充実強化法の公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 26 年 6 月 13 日）から施行することとされております。

消防団等充実強化法の施行に当たり、国家公務員については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成 26 年政令第 206 号。以下「政令」という。）及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則（平成 26 年内閣官房令・総務省令第 1 号。以下「規則」という。）が別添のとおり公布されましたので、通知します。

一般職の地方公務員についても、消防団等充実強化法第 10 条の規定が適正に運用されるよう、貴職におかれましては、下記事項に御留意いただき、国家公務員制度における取扱いを踏まえ、消防団員との兼職等について適切な対応をお願いします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市区町村（一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第一 兼職に関する事項

- 1 消防団等充実強化法第10条第1項において、一般職の国家公務員及び一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職すること（以下「兼職」という。）を認めるよう求められた場合、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされているところ、職務の遂行に著しい支障がある場合とは、例えば、国家公務員においては、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事する義務が課されている危機管理用宿舎又は防災担当職員用宿舎に入居している防災担当職員など、一定の状況が生じた場合、通常の勤務時間外においても、一定の時間内に勤務場所等に到着して一定の業務に従事する義務が課されている職員が消防団活動を行うことにより当該義務を履行できなくなる場合をいい、この場合を除き、兼職を認めなければならないこととしていること。
- 2 国家公務員については、規則別記第1号様式のとおり、消防団員としての活動時間を記入する必要がある簡素な様式を用いて請求することとしていること。

第二 職務専念義務の免除に関する事項

- 1 消防団等充実強化法第10条第3項の趣旨に鑑み、国家公務員については、政令第2項において、職務専念義務の免除の承認の請求があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、承認しなければならないとされているところ、公務の運営に支障がある場合とは、職務専念義務の免除の承認を請求した職員に求められる職務の遂行に支障がある場合ではなく、当該職員が所属する組織の運営に支障がある場合をいい、この場合を除き、職務専念義務の免除を承認しなければならないこととしていること。
- 2 国家公務員については、規則別記第2号様式のとおり、現実に勤務時間を割く際に、規則に定める簡素な様式に、目安となる活動予定時間等を記入して職務専念義務の免除の承認を請求することとしていること。

第三 その他

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づく兼業及び第35条の規定に基づく職務専念義務の免除について、各地方公共団体の条例又は規則により、既に消防団員との兼職や消防団員としての勤務時間内の活動が可能となっている場合は、条例改正等はないが、消防団等充実強化法の趣旨を踏まえ、地方公務員の消防団への加入促進を図り、より加入しやすい環境をつくるため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 消防団等充実強化法に基づき兼職している者の数及び職務専念義務の免除の承認の状況等について、消防庁から照会を行う予定であること。

※別添 省略

消防災第372号

平成25年10月9日

各都道府県総務部長 殿
(消防防災担当課、人事担当課、市町村担当課扱い)
各指定都市消防長 殿
各指定都市総務局長 殿
(人事担当課扱い)

消防庁国民保護・防災部防災課長

一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取扱いについて

現在、全国的に消防団員数が減少をしており、消防団員の確保が困難となる中、南海トラフの巨大地震や首都直下地震等の大規模災害への対策を早急に進めるため、消防体制の整備が急務となっていることなどを踏まえ、職員の消防団への入団促進については、平成25年6月28日付け消防庁長官通知「消防団の充実強化について」においても依頼をしているところです。

これに関し、一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取扱いについて、近年の消防団活動の実態を踏まえると、職員の消防団員としての活動は基本的に勤務時間外に行われることが想定されるため、消防団員としての報酬の支給方法が年間支給等の定額払いとされ、その額も重複支給が問題とならない極めて限定された額である場合においては、一般職の職員としての給与を減額することなく消防団員としての報酬を支給することも差し支えないと考えられますので、お知らせします。なお、この場合、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の許可が必要です。

については、各都道府県におかれましては、市町村(消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。)に対し、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

新規採用職員を消防団員に ～山梨県甲斐市の取組～

取組の内容

山梨県甲斐市では、平成24年から、新規採用職員全員が2年の任期で消防団員に入団し、活動を行っている。

これまでの新規採用職員入団者数

- ◇平成24年度 13人
- ◇平成25年度 22人
- ◇平成26年度 22人

新規採用職員消防団員の活動内容について

- ◇平成24年度は5～7月の間、消防団全体の訓練(礼式訓練を含む)を、計16回実施
- ◇所属する分団、部ごとに放水訓練や救急救命訓練を実施
- ◇実災害への出動:平成24年度 2回2名

山梨県甲斐市の概要		
人口	74,538人	(平成22年国勢調査)
市職員数	440人	(平成24年4月1日現在)
消防団員数	608人	(平成26年4月1日現在)

新規採用職員消防団入団研修の効果 「一石六鳥」

消防団としてのメリット

- 消防団員の確保につながる
- 若い人が入団することによる消防団組織が活性化する
- 女性団員入団により、女性の視点での消防団運営や女性の勧誘がしやすくなる

市側としてのメリット

- 職員研修の一助となり、社会人としての規律が学ぶ
- 地域や地域住民と深いつながりができる
- 市全体の災害対応能力が向上する

活動時の様子



《礼式訓練》



《放水訓練》

県庁職員による県庁部の発足 ～佐賀市の取組～

取組の内容

- ◇佐賀県は、人口千人当たりの消防団員数が22.8人(平成25年4月1日現在)と全国1位の組織率を誇っているが、全国的な傾向と同様に消防団員数は減少を続けており、地域防災力の低下に対する懸念が高まっている。
- ◇このような現状から、消防団員の確保及び消防団活動の充実を図るための方策を検討するため、県・市町・消防協会で構成する「佐賀県消防団員確保対策検討会」を平成25年2月に立ち上げ、消防団員確保対策を検討してきた。
- ◇検討会での議論を踏まえ、県庁には多くの現役・OBの消防団員が在籍し、平日昼間は佐賀市で勤務を行っていることから、佐賀市消防防災課と協議し、平成26年4月に佐賀市消防団県庁部を発足した。

